病児・病後児保育事業のしおり

子どもが病気…。
でも保育園等には預けることが
できないし、仕事も休めない。
そんなときは

病児・病後児保育事業

をご利用ください。

《お問い合わせ先》

〇保健福祉課子育て支援係
011-378-5888

〇病児・病後児保育施設
011-378-2111

南　幌　町

「病児・病後児保育事業」とは？

お子さんが病気のとき、または病気の治りかけのときに「あと数日看病してあげたいのに、どうしても仕事を休めない」という経験をした方はいらっしゃいませんか。

南幌町では、病中、または病気の回復期にあるお子さんを、就労等のために家庭で保育できない保護者にかわり、一時的に保育する「病児・病後児保育事業」を行っています。

病児・病後児保育事業の概要

■実施場所　　国民健康保険町立南幌病院１階
■利用時間　　月～金曜日の午前８時３０分～午後６時まで
■休 所 日　　土・日・祝日、年末年始
■定　　員　　３人
■利用者負担額

世帯の区分	利用者負担額（日額）	
	４時間未満	４時間以上
生活保護を受けている世帯	０円	０円
市町村民税が非課税世帯	500 円	1,000 円
上記以外の世帯	1,000 円	2,000 円

■給食費等

区分	給食費等（日額）
６か月から未就学児	400 円
小学生	500 円

※昼食・おやつ・飲み物等をご持参の場合、給食費等はかかりません。

利用の要件

① 町内に住所を有していること
② 生後６か月～小学校６年生までの児童であること
③ 児童の保護者が就労、傷病、事故、出産等やむを得ない事由で一時的に家庭での保育が困難であること
④ 病中、または病気の回復期にあり集団保育を受けることが困難であること
⑤ 病状が安定しており（利用のめやす参照）、一定の経口摂取が可能であること

利用の流れ

お子さんが健康なとき

※登録有効期間は３月 31 日までです。

①事前登録

お子さんの健康に関する情報を把握し安全に保育するため、利用希望がある方は事前に登録が必要です。「登録申込書」に必要事項を記入して提出してください。毎年登録が必要となります。

お子さんが病中、または病気の回復期のとき

②利用希望前日　あいくるに電話

- 「あいくる」子育て支援係に電話で定員の空き状況を確認してください。●あいくる：378-5888
- 町立病院の外来受付締切り時刻の 16：30 までに受診出来るように余裕をもってお電話下さい。前日に必要な検査を全て行う為には 14：00 までに受診いただく必要があります。

③電話問診、受診

- 町立病院より電話で問診ののち、受診・診察を受けて下さい。必要に応じて検査や薬の処方になります。その結果により利用の可否について判断させていただきます。
  ※母子手帳・お薬手帳をご持参下さい。

④利用希望当日　病院を受診

- 当日朝８：45 に町立病院を受診していただき、診察の結果、利用の可否について最終判断をいたします。
- 前日に必要な検査を行えない場合は、当日に検査を実施します。

⑤病児・病後児　保育開始

- 保護者から利用申請書に署名をいただきます。
- １回の申請につき７日間までご利用いただけますが、毎朝、受診・診察をさせていただき、その日の状態を確認いたします。

※保育中に発熱等、病状に大きな変化があれば途中でのお迎えをお願いすることがあります。

ご利用当日に持参していただくもの

●印鑑
●処方された薬（特に解熱剤・１回分に名前を記入）
●着替え用衣類　●おしぼり　●バスタオル（２枚）
●マスク（３歳以上）

【必要な方】
●おむつ　●おしりふき　●おむつ持ち帰り用ポリ袋
●食事用エプロン　●哺乳びん・ミルク（乳児）

※昼食・おやつ・飲み物は施設で提供しますが、アレルギーがある場合はお弁当をご持参ください。
また、お子さんの病状等により食欲がない場合は、体調が悪い中でも食べられる物（お子さんの好きな物や口当たりの良い物等）をご持参ください。

病児・病後児保育　利用のめやす

・下痢：血便・腹痛を伴う下痢・頻回の下痢 いずれもない

・嘔吐：頻回の嘔吐・腹痛を伴う嘔吐 いずれもない

・脱水：点滴を要する状態でなく、著明な尿量減少 いずれもない

・呼吸：呼吸苦・あきらかな喘鳴・激しい咳 いずれもない

・けいれん：24時間以内のけいれんや意識障害 なし

・インフルエンザ：発症より3日程度経過、症状は改善傾向

以下の感染症では、利用できません

新型コロナウイルス感染症、結核、麻疹、風疹、百日咳、細菌性胃腸炎